



平成 29 年度  
日本 IT 団体連盟 政策要望

2017 年 11 月 30 日

一般社団法人 日本 IT 団体連盟

はじめに

我が国経済の成長の源泉は IT である。

情報通信産業の市場規模は約 100 兆円であり、我が国の全産業の約 10% を占めている。これは、全産業の中で最大の規模である。

実質 GDP の推移で見ても、他の産業は横ばい又は減少している中で、IT 産業の実質 GDP は増加を続けている。実質 GDP 成長率の寄与度で見ても、IT はプラスを続けている。特に、2006 年から 2009 年の 3 年間は実質 GDP が大幅にマイナスになったなか、IT 産業だけがプラスの寄与を維持していたのは、IT 産業の成長を象徴している。経済波及効果で見ても、全産業の中でも最大級の規模を誇っている。

我が国の経済を最も牽引しているのは、商業、不動産、医療・福祉、建設などではなく IT なのである。

我が国の経済成長をさらに強化し、力強い成長を続けていくためには、成長分野である IT をさらに伸ばす必要がある。IT を成長させるためには、IT 分野に国の資源を投資するのは当然のことである。

また、いまや IT は IT 産業という枠にとらわれず、ありとあらゆる産業にとって必要不可欠なものとなってきている。全ての産業の競争基盤が IT に移ってきている。政府の掲げる生産性革命を実現するためには、全産業共通の基盤となっている IT に対して、予算・税制による幅広い支援策が実施することが必要である。

また、人づくり革命においても、IT は重要である。

前述のとおり、あらゆる産業において IT が基盤となっていく社会において、どのような職業に就こうとも IT スキルは必要なものとなってくる。IT を学ぶことは人づくりの基本となる。

さらに IT により教育の形も変わっていく。IT を活用することにより、インターネットをいつでも、通じてどこでも教育を受けることが可能になるし、多様な教育メニューが生まれることも期待できる。働いている人が時間や場所を問わず、様々なことを学び直せるということは、リカレント教育にも大きく貢献する。リカレント教育は人生 100 年時代における重要な要素でもある。

我が国全体の経済成長を実現するとともに、政府の掲げる重要政策を推進する IT をより一層発展させるために必要な政策をここに提言する。

## 1．データセンターの国内立地促進に係る予算措置及び税制優遇

データは 21 世紀の石油と言われるほど、経済成長の源泉となっている。大量のデータを集め、それを利活用した者が国際競争に勝ち抜く。しかし、現状において日本企業のデータは海外のクラウドやデータセンターに保存されている。海外事業者が提供するクラウドサービスの方が圧倒的に安いからである。

データが海外にあるということは、仮にそのデータを閲覧された場合、日本の成長の源泉が海外に流出したということになる。実際、強制力を持ってデータを見ることができる国も存在している。万が一、アクセスを遮断されるようなことがあった場合、日本企業は成長の源泉を失うことになってしまう。これらは単に企業の成長だけに限らず、安全保障上からも重要な課題である。

このような課題を回避するためには、日本国内に十分なデータセンターを用意する必要があるが、土地の価格の高さ、電気代の高さ、地震等の災害対策にかかる費用など、日本国内にデータセンターを立地するには経済的な問題がある。

この問題を解消するために、予算措置と税制優遇の複合的な支援が必要である。具体的には、データセンター設置費用の補助、データセンター用の土地にかかる不動産取得税や固定資産税の軽減措置、データセンター運用にかかる電気代の低減等を講じるべきである。

また、国内のデータセンターは、首都圏に集中しており、そのためにグローバルネットワーク（基幹網）も大手町に集中している。データの重要性が増す中でデータセンターの立地に関しては、この機会に国内東西に分散配置したり、地方にバックアップのためのデータセンターを整備することもデジタル社会強靱化の重要な政策である。

## 2．データ連携・利活用に向けた IT 関連投資の促進税制の創設

第四次産業革命の下で、IoT、ビッグデータ、AI 等の進展により、データが企業競争力の原動力となってきていることを踏まえ、Society5.0（Connected Industries）の実現も見据えて、データの連携・利活用を強化していくことが必要不可欠である。

また、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催も控える中、データ連携を進める上ではサイバーセキュリティ対策も十分に講じる必要がある。

以上の 2 点を踏まえ、生産性の向上や社会課題解決につながるデータ連携や高度利活用を進めること、また、それと併せて実施されるサイバーセキュリティ対策のために必要となる IT 関連投資に対して、税制上のインセンティブを講じるべきである。

なお、セキュリティ対策については、対策が多様化している実態を鑑み、単なるセキュリティツールの導入のみを対象とするのではなく、外部企業による監視等のセキュリティサービスも支援対象として含めるべきである。

### 3. デジタルファーストの実現

IT を想定しない時代に作られた法律では、書面での提出が義務付けられていたり、物理的に窓口等に行くことが義務付けられていたりするものがあり、IT を使った手続きができないものが多数ある。これは、IT が進展した社会の実態に即しておらず、行政、企業、個人の全てにとって非常に膨大なコストをかけることとなってしまう。

全ての手続きをオンライン化することで、行政、企業、個人の全てが大幅な効率化を実現できるのみならず、オンライン化によって最初からデジタルデータが存在することになるため、新たなデータの創出とともにオープンデータの促進にもつなげることができる。現在、政府においても手続きのオンライン化に向け、書面や対面が義務付けられている法令の洗い出しなど対応が進みつつあるが、より一層の加速化を期待したい。

その際、書面でもオンラインでもどちらでも可能とするのではなく、原則はオンラインであるという強い原則論（デジタルファースト）を貫くことが重要である。

また、単に今ある手続きを単に IT 化するだけではなく、そもそもその手続きが本当に必要であるのかといった検証も併せてすべきである。

特に行政手続きにおいては、適切なオンライン化を行えば、ワンストップ・ワンズオンリーの実現が容易になると考えられる。このような、オンライン化によって手続きの方法を一層効率化させる方法も実現していくべきである。

### 4. パーソナルデータの利活用促進に向けた仕組みの構築

個人に関する情報であるパーソナルデータの利活用は、データの中でも利用価値が高いと言われており、その利活用促進は経済成長に大きな役割を果たす。一方で、個人は自らの情報が利活用されることに対しての不安があるのも事実である。

しかしながら、パーソナルデータが利活用されることによって個人にマッチしたサービスの提供が可能になるなど、個人にとってのメリットもある。

そこで、個人の不安を解消しながら利活用を進めるため、PDS（パーソナルデータストア）やいわゆる情報銀行、情報取引市場などの構築が必要である。これらを構築していく際には、その形態によっては個人情報保護法の目的外利用の制限や第三者提供の同意などが課題となる可能性がある。その課題を克服するための法的整理を早期に行うべきである。また、これらの取り組みは民間による取り組みであり、一部で検討が始まっている認定制度などを含め種々の形態が考えられることから法的整理に当たっては特定の団体や企業だけが主体になることができるような枠組みではなく、関心のある団体、企業等が自由に参入することができるように整理を進める必要がある。

## 5．地方自治体も含めたオープンデータの更なる促進

行政機関の持つデータを公開し、新ビジネスへの活用を促すオープンデータの取組みは、国においては徐々にではあるものの進みつつある。一方、地方自治体においては、活用価値の高いデータが数多く存在しているにも関わらずオープンデータに取り組んでいるのはごく一部の先進自治体に限られており、ほとんどの自治体において進んでいるとは言えない状況にある。

オープンデータの議論の中で、データを公開することによって具体的にどのようなビジネスが生まれるのかが見えないという声がある。具体的な事例を示すことは重要であるが、企業にとってこれから取り組もうとするビジネスアイデアを公開することには躊躇もあれば、公開されたデータを見て初めて新しいものが思いつくこともある。

具体的な活用事例が示されたデータだけを公開するのではなく、全てのデータを公開すれば、民間が創意工夫し、これまで思いもよらなかった使い方をしていくという道が開ける。

全ての地方自治体において、原則全てのデータがオープンデータ化されるよう、国と一体となって取組みを進めていくべきである。

## 6．サービス等生産性向上 IT 導入支援事業の拡大

我が国の経済成長を実現するためにもサービス産業をはじめとした各産業において生産性を向上させることは重要である。IT の導入は、生産性向上に非常に効果的だが、中小零細企業にとっては、IT 導入にかかる費用は大きな負担となる。よって、中小零細企業でも IT を導入し、生産性向上を図れるための支援措置が必要となる。

平成 28 年度補正予算で、「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」が行われたが、これはこれまで IT の導入に踏み切れなかった中小零細企業が IT を導入し、生産性を向上させるきっかけを与え、我が国の生産性向上に一定の成果が見られた。

しかしながら、IT 導入を実現できたのはまだごく一部の企業でしかない。当該事業を当初予算に組み込み、今後も継続させるとともに、規模をより拡大し、一社でも多くの企業に IT 導入を実現し、生産性を向上させ続けるべきである。

なお、生産性の向上という主旨から、補助金の対象がソフトウェアに限られる必要性が理解されにくい。IoT が叫ばれる現在、ソフトウェアを使用するのに必要なハードウェアも対象にすることが望まれる。

加えて、中小零細企業においても対応の必要性が叫ばれているセキュリティ対策のツールが対象外となっている。IT の導入にセキュリティ対策は必要不可欠であり、生産性を大きく阻害するセキュリティリスクに対応する IT ツールについても

補助金の対象とするべきである。

平成 28 年度のサービス等生産性向上 IT 導入支援事業では、実施スケジュールや IT ツールの組み合わせ要件など、IT 業界の実態にそぐわない部分が多く見られた。IT ツールに関しては、登録要件が曖昧かつ煩雑で、補助事業者(買い手)は本当に導入したい IT ツールを探すことが困難であった。裾野を広げ、より多くの中小零細企業に訴求するためには、実態に合わせた上で補助事業者中心の分かりやすい制度にするなど、改善をしつつ継続的に規模を拡大していくべきである。

#### 7．自動車の自動走行のための法整備と仕組みの構築

世界各国で自動車の自動走行の技術革新が進んでおり、海外では自動走行車が普通に公道を走り、車内でエンターテインメントが楽しめる仕組みまで作り出している。我が国でも、自動走行のための制度作りや道路整備、新しい保険制度の確立等早急に検討しなければならないことが山積している。

一方で、もし世界各国で様々な仕組みができてしまうと、それに合わせた自動車の開発コストが莫大なものになってしまう。このような状況の中で、我が国が自動走行の競争に勝ち抜くためには、自動走行に関する仕組や法制度をいち早く整備して、自動車とセットで輸出する必要がある。省庁横断で早急に自動車の自動走行関連の諸制度の整備をしていくべきである。

#### 8．官民データ活用を加速化させる仕組みの構築

官民データ活用推進基本法は、我が国のデータ利活用を加速化させ、熾烈なデータの国際競争に打ち勝つための第一歩である。これを着実に国際協力強化につなげていくためには、官民双方のデータを利活用できる枠組みの構築が必要と考えられる。

そのため、官民がデータの流通をスムーズに行い、データ利活用を推進するためのプラットフォームの整備を官民一体となって取り組んでいくべきである。

#### 9．グローバルレベルのセキュリティサービス導入支援

クラウドを活用したシステムの構築/利用が一層進展していく状況を鑑みると、サイバーセキュリティを損なわないクラウド利用の環境整備が、我が国においても喫緊の課題となっている。

制度的なアプローチとして、クラウド基盤で利用される製品サービスに対する要件を明文化し、第三者による評価・認証を調達要件とするものがある。こうすることにより、調達システムのセキュリティ品質の向上、調達側の技術評価に対する負荷軽減だけでなく、サービスや製品提供側の技術力、競争力向上という効果も期待

できる。

米国のセキュリティ基準である FedRAMP (Federal Risk and Authorization Management Program) に準拠するような基準を日本でも早期に構築すべきである (日本版 FedRAMP)。

その上で、ベンダーの日本版 FedRAMP 取得に向けた資金的支援や日本版 FedRAMP 取得手順等の手引きなどにより技術的支援を講じるべきである。

また、非政府機関での日本版 FedRAMP 認証製品サービスの利用促進に向けた税制優遇措置についても検討すべきである。

#### 10. 教育委員会向けセキュリティクラウドの構築支援

地方自治体では、自治体情報セキュリティクラウドを構築し、新しいセキュリティ体制が構築されている。一方、教育に関するネットワークは、この自治体情報セキュリティクラウドには含まれず、セキュリティ上の懸念が残ったままである。

ネットワークは必ずどこかでつながっているものであり、せっかく自治体情報セキュリティクラウドを構築したとしても、教育ネットワークのセキュリティが十分でなければ、自治体情報ネットワークも含めてセキュリティ上のリスクを抱えることとなってしまふ。

教育ネットワークも含めてセキュアな状態を構築するため、教育情報ネットワークについても、自治体情報セキュリティクラウド同様、セキュリティクラウドの構築等を進めるべきである。

しかしながら、多くの自治体は財政的に直ちに教育セキュリティクラウドを構築するのは困難であるため、各自治体に対して財政的な支援をすべきである。

#### 11. サイバーセキュリティ対策関連投資の有価証券報告書への記載の推奨

サイバーセキュリティ対策は、経営上重要な要素であり、投資である。セキュリティ対策を十分に行っているということは、インシデント発生リスクが低い優良企業であるという証しでもある。

しかしながら、未だ多くの企業においてサイバーセキュリティ対策はコストであるという認識が抱かれている。

この誤った認識を正し、適切にサイバーセキュリティ対策に投資がなされるようにするため、有価証券報告書においてサイバーセキュリティ関連投資の記載を推奨するとともに、その内容に応じて格付けがなされるなどサイバーセキュリティ対策が正当に評価される仕組みを整備すべきである。

以上